

## 建設局広報用パンフレット作成・印刷業務における募集要項

建設局事業の広報を目的とするパンフレットの作成・印刷業務について、契約事業者の公募型プロポーザル方式による選定に当たり、次のとおり提案を募集する。

### 1 概要

#### (1) 業務名

建設局広報用パンフレット作成・印刷業務

#### (2) 内容

「建設局広報用パンフレット作成・印刷業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日の翌日から平成30年10月30日（火）まで

### 2 見積額の上限

800,000円（消費税額及び地方消費税相当額含む。）

※ 上記金額には、作成に係る全ての費用を含む。

※ 広告掲載取扱要領に基づき募集する広告に関する広告料金は、受託者がパンフレット作成・印刷の用に供するものとする。

### 3 応募資格

次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。ただし、(2)に該当する者が第一契約候補者に決定した場合は、契約締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書を提出するものとする。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者

(2) 前号に該当しない者については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者

ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと

ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと

オ 京都市の市民税、固定資産税の未納がないこと

カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと

キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと

#### 4 参加申請書の提出

(1) 提出期限

平成30年8月10日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※ 持参の場合は、事前に連絡すること。

※ 郵送の場合は、当日消印有効

(3) 提出書類

参加申請書（様式1）

(4) 提出場所

京都市建設局建設企画部建設企画課（担当：濱邊<sup>はまべ</sup>，北野）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話：075-222-3551 FAX：075-222-3531

#### 5 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

平成30年8月22日（水）午後5時（必着）

※ 提出書類に不足がある場合は、受理しないため、注意すること。

※ 受理できなかった場合、プロポーザルには参加できない。

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※ 持参の場合は、事前に連絡すること。

※ 郵送の場合は、当日消印有効

(3) 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のとおり

(4) 提出場所

京都市建設局建設企画部建設企画課（担当：濱邊<sup>はまべ</sup>，北野）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話：075-222-3551 FAX：075-222-3531

(5) 企画提案書についての留意事項

ア 企画提案書は1社1提案までとする。

イ 施策ページの作成にあたっては、建設局広報用パンフレットに記載する施策の一つである「公園・みどり」について、別紙2の原稿をもとに、A5判見開き2ページ（A4判2ページ相当）で誌面デザインを行うものとする。なお、写真データは当方から提供するものを用いること。

ウ 説明資料を添付する場合は、できる限り簡潔なものとする。

(6) 企画提案に当たっての留意事項

ア プロポーザルの参加に要する一切の費用（企画提案書作成費，交通費等）は事業者の負担とする。

- イ 提出された企画提案書等は、事業者に返却しない。
- ウ 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲内において、本市複製を作成することがある。
- エ 本市から提供した資料を、無断で第三者に提供すること及びその他の目的に転用してはならない。
- オ 企画提案書の受理後はいかなる追加及び修正を認めない。
- カ 提出された企画提案書が次に該当する場合は無効とする。
  - ① 企画提案の内容が本要項の条件に適合しないもの
  - ② 虚偽の記載があるもの

## 6 契約候補者の選定

契約希望者から提出された企画提案書に基づき、審査委員会で書類審査のうえ、契約希望者の順位を決定する。なお、本審査に係るプレゼンテーションは実施しない。

### (1) 審査

京都市は、契約候補者の選定のために審査委員会を組織し、契約希望者から提出された企画提案書等に基づき、以下の審査項目により各審査員が審査を行う。各項目について、審査員の点数の平均点を求め、その合計得点を審査結果とし、第一順位の者を契約候補者として選定する。ただし、各項目の合計点が6割を下回るときは、応募事業者が1事業者のみであっても、契約候補者として選定しない。

審査項目	評価のポイント	配点
誌面デザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットの目的を十分に理解した提案となっているか。</li> <li>・建設局事業の目的や効果を分かりやすく伝えられるデザイン等となっているか。</li> <li>・幅広い層の方に興味を持って見ていただけるデザインになっているか。</li> </ul>	50*
広告集稿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実現可能性の高い広告集稿の見込みを描けているか。</li> </ul>	10
制作実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の同種・類似業務の制作実績が質、量ともに優れているか。</li> </ul>	15
制作体制及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制及びスケジュールが適切になっているか。</li> </ul>	10
市内の中小企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業か。</li> </ul>	5
見積額	(採点方法) 最低見積額 : 10点 最低見積額/見積額 $\geq$ 95% : 8点 最低見積額/見積額 $\geq$ 90% : 6点 最低見積額/見積額 $\geq$ 80% : 4点 最低見積額/見積額 $<$ 80% : 2点	10
合計点数		100

※ 表紙：30点，施策ページ：20点とする。

## (2) 審査後の通知

京都市は、前述の審査後、速やかに契約希望者に対し、順位を文書で通知するとともに、第一順位の契約希望者（以下、「第一契約候補者」という。同点の場合は、見積額の低い者）と契約内容の確認、契約金額の交渉を行う。

## (3) 問い合わせ

通知を受けた者から問い合わせがあった場合は、次に掲げる項目について回答する。

- ア 当該契約希望者の合計点
- イ 第一契約候補者名及びその他の契約候補者名
- ウ 第一契約候補者の合計点及び提示金額

## (4) 選定結果の公表

契約候補者の選定後、選定の結果、参加した事業者及び評価点を公表する。

## 7 審査後の手続き

第一契約候補者と業務内容の確認を行うとともに、交渉の結果、契約価格その他の契約条件について合意に達した場合に契約を締結する。

ただし、第一契約候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次点の契約候補者を第一契約候補者に繰り上げ、改めて契約内容の確認、契約金額の交渉を行う。

## 8 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

本件募集内容について質問がある場合は、質問書（様式3）により、次のとおり受け付ける。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じない。

### (1) 提出期限

平成30年8月7日（火）午後5時（必着）

### (2) 受付電子メールアドレス

road-con@city.kyoto.lg.jp

### (3) 回答方法

提出期日後、京都市ホームページに質問者に関する情報は伏せたうえで、速やかに回答を掲載する。